

令和6年6月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議 案 番 号	案 件 名
議案第2号	千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例の制定について 金属類の盗難被害が多発かつ増加していることを踏まえ、再生資源となる特定金属類（※）が不正に取得され、流通することを抑制するため、特定金属類取扱業（※）について必要な規制を定めるとともに、これに違反した場合の罰則等を規定する条例を制定するもの （※）特定金属類 …電線、グレーチング、マンホールの蓋、敷板、足場板等の金属製の物品。 （※）特定金属類取扱業 …特定金属類を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業。 《主な規定内容》 1. 特定金属取扱業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けることを義務付ける。 2. 許可を受けて特定金属取扱業を営む者に対して、特定金属類を売買等する場合に相手方の住所、氏名及び年齢を確認すること等を義務付ける。 3. 条例に違反した場合の許可取り消し等及び罰則について規定する。 [罰則規定の内容] 無許可営業、不正手段による許可取得等：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 帳簿等への虚偽内容の記載等：6月以下の懲役又は30万円以下の罰金 申請書等への虚偽内容の記載：20万円以下の罰金 変更届出義務違反、報告義務違反等：10万円以下の罰金 4. 特定金属類取扱業を営む者に対して、条例の施行に必要な限度において、報告徴収及び立入検査を行うことができる。 《施行期日》 令和7年1月1日 【担当課】 警察本部生活安全部風俗保安課 043（201）0110 [内線 3454]